

第2次サービスが始まります

昨年8月から改正住民基本台帳法が施行され、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働しました。この8月25日には第2次稼働に伴い、全国どこの市町村でも住民票の写しがとれるようになったり、引っ越し時の手続きが1回で済むなど、新しいサービスが始まります。

8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働に伴い、次のサービスが開始されます。

住民基本台帳カードが交付されます

住民基本台帳ネットワークシステムを利用したサービスを受けたり、身分証明書として利用できる、「住民基本台帳カード」が希望者に交付されます。写真なし（A）、写真付き（B）の2種類から選択できます。

交付手数料＝500円
有効期間＝発行日から10年

申請方法＝本人が、申請書に住所・氏名・住民票コードまたは生年月日・性別を書いて市民課へ。その際、運転免許

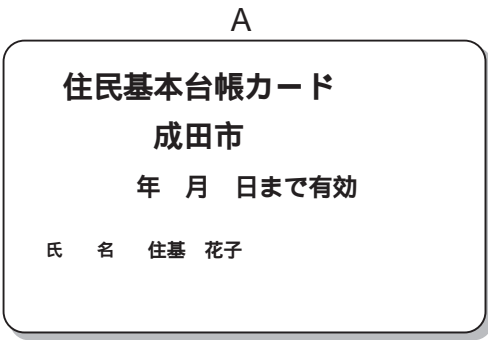
証・パスポートなど（官公署が発行した写真付きの証明書）で本人確認を行います。このような証明書などを持っていない場合は、照会書による本人確認になるので、カードの交付は後日になります。

交付時に、本人が数字4けたの暗証番号を設定します。

住民基本台帳カードの交付手続きは、大変込み合つことが予想されます。カードを受け取るまでに、待ち時間が長くなることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

住民票の写しが全国どこの市町村でも

第2次稼働により、全国どこの



- ・写真は市民課で撮影します。
- ・Bのカードは身分証明書としても利用できます。

住民基本台帳ネットワークシステムとは？

住民サービスの向上や、行政事務の効率化を図るために、行政の高度情報化の推進が必要不可欠となっています。

住民基本台帳ネットワークシステムは、改正住民基本台帳法の施行に基づき整備される住民基本台帳を、ネットワークでつなぎ全国規模で本人確認を効率的に行えるようにするためのシステムです。

昨年8月には住民基本台帳の登録事項に住民票コードが加えられ、事務処理の効率化が図られました。

今後は、各種行政手続きに住民票の写しの添付を不要にしたり、インターネット申請を可能とする方策を講じ、住民サービスの向上を目指します。

転出転入の特例処理で引っ越し時の負担を軽減

住民基本台帳カードを持っている人は、ほかの市町村に引っ越しする場合、窓口に行くのは転入時の1回だけで済みます。転入先に住民基本台帳カードを提出していただく（ただし、事前に「付記転出届」を前住所の市町村に送付することが必要）。

なお、国民健康保険・介護保険・児童手当・学校の転校に関する手続きなどは各担当課へお問い合わせください。

- 住民基本台帳カードを持っている場合は、申請書に住所・氏名を書き、カードを添えて申請
- 住民基本台帳カードを持っていない場合は、申請書に住所・氏名・住民票コードまたは生年月日・性別を書いて、運転免許証・パスポートなど（官公署が発行した写真付きの証明書）を添えて申請

これらのサービスは赤坂・遠山市民課分室や、毎週火曜日の窓口延長時には受けられませんので、ご注意ください。くわしくは市民課（☎201525）へ。